

人権の尊重される社会の実現に向けて

一人ひとりが、人間らしく生きていく権利を持っています。

一人ひとりが、幸福をめざす権利を持っています。

日本国憲法第14条では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下の平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから「人権」について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活する社会を築きましょう。

1. 人権侵害の原因となる「身元調査」等を拒否しましょう。

「聞き合わせ」や「身元調査」は差別を助長し、基本的人権の侵害の原因となります。

しかし、残念ながら、今日においても、結婚や就職時に身元調査等が行われることがあります。

言うまでもなく、婚姻は両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。

差別につながる身元調査等を行わないとともに、これに応じないようにしましょう。

2. 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実として、行政機関・企業、個人へ不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけるなどの「えせ同和行為」が発生し、その被害が後を絶ちません。

「えせ同和行為」は、今まで積み重ねてきた教育や啓発の効果をくつがえし、同和問題の解決を遅らせる要因となっており、断固排除しなければなりません。

このような不当な要求に対しては、最初からき然とした態度で臨み、きっぱりと断りましょう。

3. インターネット上の差別書き込みを根絶しましょう。

インターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みがなされ、これにより差別が助長され、重大な人権侵害を引き起こしています。

差別書き込みは、人権を踏みにじるもので、決して許されるものではありません。

インターネットで発信された情報により、誰かが傷ついたり、悲しんだりする場合があることを十分に考え、一人ひとりがモラルを守り、差別書き込みを根絶していきましょう。

お問い合わせ先

福祉課 電話(08668)54-26000

消費者情報 ⑦

商品券・ギフト券資金決済法について

昨年施行された「資金決済に関する法律（通称：資金決済法）」により、金券・ギフト券、商品券がほとんど廃止されていることがご存知ですか？

使えなくなる商品券やギフト券などのご確認をお願いします。

平成22年（2010年）4月に「資金決済法」が施行されたことに伴い、60日以上、払い戻しの受付期間を設ければ商品券などが廃止できるようになり、利用も換金もできなくなる券があります。

タンスや財布に眠らせたまま期間を過ぎれば使用できなくなるおそれもあります。

金融庁のホームページに廃止リストが掲載されていますので、お早めにご確認をしてください。

全国の消費生活センターなどには、「商品券が使えなくなると聞いたが本当か」「払戻しのためにはどうすればよいか」などの相談が多く寄せられています。

相談事例

・商品券の中には、有効期限が残っていても無効になってしまうものがあると報道で知った。どの商品券が該当するのか教えて欲しい。

・テレビで商品券が使用できなくなるといふニュースを見た。今手元にある商品券も使えなくなるのか。

・新聞紙上に商品券が使えなくなるといふ記事を見た。払戻しをしたいので連絡先を教えてください。

アドバイス

(1) 使えなくなる商品券やギフト券などを金融庁や国民生活センターのホームページなどで確認し、不明な点や詳細は商品券やギフト券などの発行元に確認する。

(2) 使えなくなる商品券やギフト券などを持っている場合は、払戻しの期限などを確認し、なるべくすみやかに手続きをすませておく。

金融庁商品券関連ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>

国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

検索エンジンからの検索方法

「金融庁ホームページ 商品券」と入力すると、右記金融庁の商品券関連ページを閲覧できます。

「国民生活センターホームページ 商品券」と入力すると、右記国民生活センターの商品券関連ページを閲覧できます。

お問い合わせ先

町民環境課 森元 電話(08668)54-26084